



6 利用の中止（＝退居）について

次に該当する場合は、利用ができなくなります。

- (1) 利用者が死亡した時、又は利用者の住所を市外に移した時
- (2) 入院等により、入居の継続ができなくなった時（3か月程度をめやすに検討する）
- (3) その他、市長が不相当と認めた時

※ 入院が長期になる時や介護が必要になった時には、本人および身元引受人の方へ、今後の生活についてご相談させていただき、適切な医療機関や施設へ入院・入所をお願いすることになります。

利用開始時に、一時金（いわゆる敷金）の負担はありません。

ただし、利用中止時に業者へ依頼し、次により原状復帰（利用開始時の状態に戻すこと）を行い、これらの費用を負担していただきます。

- ・ 居室、エアコンの清掃（ハウスクリーニング）
- ・ 畳の表替え
- ・ 障子の張り替え
- ・ 襖の張り替え
- ・ 設備の点検
- ・ その他破損箇所の修繕



R3. 1月作成



生活支援ハウス「七尾苑」の申し込みについて

生活支援ハウスは、高齢等のため、居宅において生活することに不安のある方に対し住居を提供するとともに、各種相談、助言を行い、緊急時の対応を行う施設です。

1 施設について

益田市立高齢者福祉センター「七尾苑」にデイサービスセンターと併設しています。

- (1) 住所：益田市昭和町11番20号（TEL：0856-24-0264）
- (2) 定員：10名（和室6部屋、洋室4部屋の計10部屋）

2 利用できる方について

- (1) 市内に住所を有し、満60歳以上である。
- (2) ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者又は家族による援助を受けることが困難な者である。
- (3) 高齢等のため独立して生活する事に不安がある。

3 設備について

施設内の段差の解消、手すりの設置により、高齢者の生活特性に配慮した設備、仕様となっています。各部屋にはトイレ、洗面所、流し台、電磁調理器、ミニ冷蔵庫、エアコン、クローゼット、押し入れがあります。テレビ、掃除機、洗濯機、電話の持ち込みは自由です。その他の電気器具の使用については、あらかじめ、施設長に相談していただきます。

3 生活について

- ・ お風呂は共同で利用します。
- ・ 食事の提供はありません。利用者で準備します。
- ・ 夫婦で入居する場合も、1部屋につき1人での入居になります。
- ・ 朝と晩に声かけ（安否確認）があります。



4 利用料について

入居にあたり、費用負担が発生します。費用負担金額は、次の①と②の合計額です。

※利用料を滞納すると、利用を中止（＝退居）していただく事になります。

①光熱水費等・・・1日740円

⇒七尾苑へ納めていただきます。

※1か月に2週間以上部屋を空けた場合は、740円÷2×1か月の日数で計算します。

②利用者の収入により定められた利用者負担金（右記の別表 参照）

⇒益田市へ納めていただきます。

※部屋を空けられていた場合も同額です。

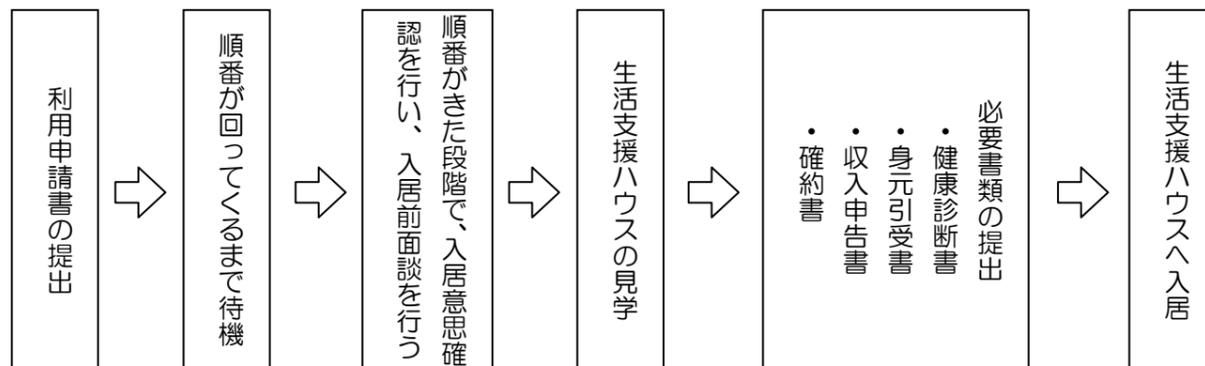
・利用開始・利用中止される月の利用料は次のとおり発生します。

光熱水費等：日数分（利用開始日・利用中止日を含む。）

利用者負担金：日割計算による（利用開始日・利用中止日を含む。）

・利用中止日（＝退居日）は、原則として、清掃・修繕が完了し、鍵を返却していただいた日です。

5 申し込みから入居まで



別表 利用者負担金表

対象収入による階層区分（年額）		利用者負担金（月額）
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円～1,300,000 円	4,000 円
C	1,300,001 円～1,400,000 円	7,000 円
D	1,400,001 円～1,500,000 円	10,000 円
E	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円
F	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円
G	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円
H	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円
I	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円
J	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円
K	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円
L	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円
M	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円
N	2,400,001 円以上	50,000 円

※対象収入は、収入から、租税、医療費、社会保険料等の必要経費を引いて算出します。

（対象収入 ＝ 収入 － 必要経費）

※利用開始後は、毎年6月頃に前年の収入について申告書を提出していただき、7月から翌年

6月までの負担金を決定します。

※夫婦で入居する場合は、夫婦の対象収入を合算した額の2分の1に相当する額をそれぞれの対象収入の額とします。